

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第11条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担の金額が改正されたことに伴い、本市の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担についても同様の内容とするため、所要の改正をする必要による。